

松戸市告示第61号

地方自治法第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、この告示は、平成19年2月10日から効力を生じる。

平成19年2月9日

松戸市長 川井 敏久

新 大字	旧		地 番
	大字	字	
八ヶ崎二丁目	八ヶ崎	入	879の1～879の6 880の1 880の3
			880の6 881の1 881の7
			881の15～881の20 883の1 884
			885の2～885の6 887の1～887の7
			887の9～887の14 888
			889の1～889の8 890の1～890の5
			892の1～892の3 893の1 893の4
			893の5 893の7 893の8
			894の1～894の8 894の12～894の19
			894の21～894の26 894の28～894の33
			895の1 895の2 896の1 897の5
			897の20
			及びこれらの区域に隣接・介在する道路である公有地の全部

備考

上記の土地の表示は、平成18年4月10日現在の土地の登記事項証明書によるものである。